

平成十二年一月二十八日受領  
答弁 第一二四号

内閣衆質一四六第二四号

平成十二年一月二十八日

内閣総理大臣 小 渕 恵 三

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議員保坂展人君提出年金福祉事業団の解散および承継業務に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員保坂展人君提出年金福祉事業団の解散および承継業務に関する質問に対する答弁書

一の(一)について

年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律案（以下「法案」という。）第二条第三項の「除却、取壊し、滅失その他の事由」には、資産の評価損は含まれない。

一の(二)について

法案第二条第三項の規定により政府の出資金を減ずる額については、法案第一条第一項及び第三項の規定に基づき、年金資金運用基金（以下「基金」という。）が年金福祉事業団（以下「事業団」という。）の解散の日の前日を含む事業年度に係る事業団の決算において除却損等の金額を確定し、欠損金として計上することを予定しており、政令で出資金を減ずる手続に係る規定を設ける必要はないものと考えている。なお、基金において、当該決算に係る財務諸表等を一般の閲覧に供するとともに、政府においては、基金が成立する会計年度の国有財産増減及び現在額総計算書で厚生省の所管に係る出資金の減額等を示し、国会に報告することとしている。

一の(三)について

法案第十一条第一項に規定する保養基地施設（以下「保養基地施設」という。）の運営及び法案第二条第二項に規定する保養基地資産（以下「保養基地資産」という。）の管理については、現在事業団がこれらの業務を委託している財団法人等に引き続き委託することとしており、年金福祉事業団法（昭和三十六年法律第八十号）第十八条第一項を参考として「他の法人（金融機関を除く。）」と規定したものである。

一の（四）及び（五）について

法案第二条第一項に規定する承継一般業務（以下「承継一般業務」という。）に係る財務諸表及び附属明細書並びに業務報告書、決算報告書及び監事の意見書については、年金資金運用基金法案（以下「基金法案」という。）第三十五条第三項の規定により、基金による事務所への備置き及び一般への縦覧を要するものとしている。法案第十八条は、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）及び国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）に基づき厚生大臣から寄託された資金（以下「年金資金」という。）の運用業務について、透明性をより一層確保する観点から義務付けられている公認会計士又は監査法人の監査を受けること並びに監査報告書の事務所への備置き及び一般への縦覧を、承継一般業務についてはこ

れまでもどおり不要とする趣旨の規定である。したがって、平成十年十月九日付けの年金審議会意見書に反するものではないと考えている。

一の（六）について

法案第二十条第一項に規定する債券（以下「承継一般業務債券」という。）は、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項第三号に規定する特別の法律により法人の発行する債券に当たる。また、基金が承継一般業務債券を発行するに当たっては、厚生大臣の認可を受けることを要することとしている。

一の（七）について

基金における承継一般業務に係る資金調達を容易にするためである。

一の（八）について

現時点では承継一般業務債券の発行を具体的には予定していないところであるが、将来において承継一般業務債券を発行する場合には、法案第二十条第七項の規定に基づく政令において、承継一般業務債券の形式、発行方法等を定めることが考えられる。

一の（九）について

法案第二十五条第一項に規定する保養基地資産の価額とは、各保養基地資産が実際に譲渡される価額をいう。

二の（一）について

基金法案第二十七条第一項第一号に規定する年金資金の管理及び運用の目標に関する事項については、基金の短期の収益率が、厚生大臣が定める基本方針（以下「基本方針」という。）において定められる長期的な観点からの資産構成割合に基づき各運用資産の短期の市場平均収益率を加重平均した値（複合ベンチマーク収益率）を超過することなどを定めることとしている。

基本法案第二十七条第一項第二号に規定する年金資金の管理及び運用における資産の構成に関する事項については、基本方針において積立金の運用に係る長期的な観点からの資産構成が定められることを前提に、基金が年金資金に係る比較的短期の資産構成割合を定めることとしている。

基金法案第二十七条第一項第三号に規定する年金資金の管理及び運用の評価に関する事項については、基金が年金資金の管理及び運用を委託した信託会社等を評価する基準を定めることとしている。

なお、基金は、厚生大臣から寄託された年金資金の管理及び運用を行う法人として設立されるものであり、厚生大臣から寄託された年金資金を他の財産形態に変え、資産の増加を図るといった年金資金の運用を行いつつ、当該資産が悪化しないよう処置するという年金資金の管理を行う。したがって、基金法案においては、年金資金の管理と運用を一体のものとして扱っており、年金資金の管理のみに係る目標、資産の構成又は評価に関する事項を定めることは考えていない。

## 二の(二)について

御質問の「一般」とは、基金の事務所において基金の財務諸表若しくは附属明細書又は業務報告書、決算報告書、監事の意見書若しくは公認会計士若しくは監査法人の監査報告書の閲覧を希望する者を指している。

仮に、基金に従たる事務所が設置される場合には、当該事務所においても財務諸表等を一般の閲覧に供することとなる。また、財務諸表等のインターネットを活用した公表も、現在事業団において実施していることを踏まえ、実施することを考えている。

## 三の(一)について

事業団が保養基地施設の整備のために資金運用部から借り入れた長期借入金（以下「長期借入金」という。）の償還等の費用に充てるため、事業団に対し厚生保険特別会計等から出資してきており、出資金の額は別表第一のとおりである。

### 三の（二）について

長期借入金の利息の支払については、事業団に対し厚生保険特別会計等から交付した交付金を充当しており、その額は別表第二のとおりである。

### 三の（三）及び（四）について

事業団においては、保養基地施設の整備に係る計画の策定、各保養基地施設内の遊歩道や花壇などの維持管理等を財団法人年金保養協会その他の保養基地施設を運営する財団法人に委託してきており、委託費の額は別表第三のとおりである。

なお、当該委託費以外には、保養基地施設に関し、事業団から財団法人年金保養協会その他の保養基地施設を運営する財団法人に対して補助金等を支出していない。

### 四の（一）について

事業団が資金運用事業を行うために資金運用部から借り入れている資金（以下「運用資金」という。）の利息については、運用資金及びその運用収益の一部が充当されており、政府からの交付金はない。

四の（二）について

事業団の運用資金の償還財源については、運用資金及びその運用収益の一部が充当されており、年度別償還額は別表第四のとおりである。

五の（一）について

厚生省においては、財団法人日本老人福祉財団（以下「財団」という。）の現状は厳しいものであると認識しており、財団が運営する施設の入居者が不安を来すことがないように、財団の経営再建について必要な助言及び指導を行い、適切に対応してまいりたい。

五の（二）について

財団の経営再建については、現在その再建策が策定されつつあると承知している。

五の（三）について

厚生省においては、これまで、財団に対して、株式投資の解消及びアメリカ合衆国における事業に対す



る支援の解消を指導し、立入検査を実施するとともに、経営再建に向けて助言及び指導を行ってきているが、今後とも、入居者が不安を来すことがないように、必要な助言及び指導を行い、適切に対応してまいりたい。また、事業団においては、財団に対する融資の決定に際し、十分な審査が行われてきたと承知している。

# 別表第一

(単位：千円)

年 度	特別会計別区分	出 資 金 の 額	年 度	特別会計別区分	出 資 金 の 額
昭和50年度	厚生保険	287,673	昭和61年度	厚生保険	3,825,032
	船員保険	6,690		国民年金	526,540
	国民年金	40,141		計	4,351,572
	計	334,504	昭和62年度	厚生保険	4,569,240
昭和51年度	厚生保険	687,763		国民年金	611,304
	船員保険	15,994	計	5,180,544	
	国民年金	95,967	昭和63年度	厚生保険	4,939,919
計	799,724	国民年金		699,258	
昭和52年度	厚生保険	1,178,666	計	5,639,177	
	船員保険	27,411	平成元年度	厚生保険	5,149,253
	国民年金	164,465		国民年金	728,890
計	1,370,542	計	5,878,143		
昭和53年度	厚生保険	1,447,278	平成2年度	厚生保険	5,221,844
	船員保険	33,657		国民年金	725,586
	国民年金	201,946	計	5,947,430	
計	1,682,881	平成3年度	厚生保険	5,335,460	
昭和54年度	厚生保険		1,594,055	国民年金	720,681
	船員保険	37,071	計	6,056,141	
	国民年金	222,426	平成4年度	厚生保険	5,489,593
計	1,853,552	国民年金		678,489	
昭和55年度	厚生保険	1,716,416	計	6,168,082	
	船員保険	39,917	平成5年度	厚生保険	5,635,235
	国民年金	239,500		国民年金	661,117
計	1,995,833	計	6,296,352		
昭和56年度	厚生保険	1,976,349	平成6年度	厚生保険	5,795,796
	船員保険	45,961		国民年金	636,830
	国民年金	275,770	計	6,432,626	
計	2,298,080	平成7年度	厚生保険	6,178,509	
昭和57年度	厚生保険		2,078,695	国民年金	648,573
	船員保険	48,342	計	6,827,082	
	国民年金	290,050	平成8年度	厚生保険	6,596,546
計	2,417,087	国民年金		676,382	
昭和58年度	厚生保険	2,188,990	計	7,272,928	
	船員保険	50,907	平成9年度	厚生保険	6,939,454
	国民年金	305,440		国民年金	736,933
計	2,545,337	計	7,676,387		
昭和59年度	厚生保険	2,197,394	平成10年度	厚生保険	7,806,616
	船員保険	38,074		国民年金	78,855
	国民年金	484,079	計	7,885,471	
計	2,719,547	累 計	厚生保険	91,481,355	
昭和60年度	厚生保険		2,645,579	船員保険	389,863
	船員保険		45,839	国民年金	11,032,035
	国民年金		582,813	計	102,903,253
計	3,274,231				

(注1) 出資金の額は千円未満を四捨五入している。

(注2) 昭和61年度から船員保険の職務外年金が厚生年金保険に統合されたため、同年度以降は、船員保険特別会計からは出資していない。

## 別表第二

(単位：千円)

年 度	特別会計別区分	交 付 金 の 額	年 度	特別会計別区分	交 付 金 の 額
昭和49年度	厚生保険	764,080	昭和61年度	厚生保険	6,441,442
	船員保険	19,569		国民年金	886,706
	国民年金	105,850		計	7,328,148
	計	889,499		昭和62年度	厚生保険
昭和50年度	厚生保険	1,009,426	国民年金		890,283
	船員保険	23,475	計		7,544,769
	国民年金	140,850	昭和63年度	厚生保険	6,550,835
計	1,173,751	国民年金		927,287	
昭和51年度	厚生保険	1,808,161	計	7,478,122	
	船員保険	42,050	平成元年度	厚生保険	5,929,362
	国民年金	252,302		国民年金	839,316
計	2,102,513	計	6,768,678		
昭和52年度	厚生保険	2,424,437	平成2年度	厚生保険	6,037,659
	船員保険	56,382		国民年金	838,946
	国民年金	338,294	計	6,876,605	
計	2,819,113	平成3年度	厚生保険	5,880,868	
昭和53年度	厚生保険		2,468,551	国民年金	794,351
	船員保険	57,408	計	6,675,220	
	国民年金	344,449	平成4年度	厚生保険	5,726,686
計	2,870,408	国民年金		707,793	
昭和54年度	厚生保険	2,647,437		計	6,434,479
	船員保険	61,568	平成5年度	厚生保険	5,545,003
	国民年金	369,410		国民年金	650,531
計	3,078,416	計	6,195,534		
昭和55年度	厚生保険	2,987,340	平成6年度	厚生保険	5,157,919
	船員保険	69,473		国民年金	566,741
	国民年金	416,838	計	5,724,661	
計	3,473,652	平成7年度	厚生保険	5,776,638	
昭和56年度	厚生保険		3,067,653	国民年金	606,387
	船員保険	71,341	計	6,383,026	
	国民年金	428,045	平成8年度	厚生保険	5,574,505
計	3,567,038	国民年金		571,587	
昭和57年度	厚生保険	3,206,800	計	6,146,092	
	船員保険	74,577	平成9年度	厚生保険	5,204,572
	国民年金	447,461		国民年金	552,698
計	3,728,838	計	5,757,269		
昭和58年度	厚生保険	3,590,441	平成10年度	厚生保険	5,218,273
	船員保険	83,499		国民年金	52,710
	国民年金	500,992	計	5,270,983	
計	4,174,932	累 計	厚生保険	108,968,618	
昭和59年度	厚生保険		4,015,608	船員保険	720,412
	船員保険		69,577	国民年金	14,277,716
	国民年金		884,627	計	123,966,746
計	4,969,812				
昭和60年度	厚生保険	5,280,434			
	船員保険	91,493			
	国民年金	1,163,264			
	計	6,535,191			

(注1) 交付金の額は千円未満を四捨五入している。

(注2) 昭和61年度から船員保険の職務外年金が厚生年金保険に統合されたため、同年度以降は、船員保険特別会計からは交付していない。

### 別表第三

(単位：千円)

年 度	委 託 費 の 額													
	大 規 模 年 金 保 養 基 地													財団法人 年金 保養協 会
	大沼	田老	岩沼	二本松	津南	中央高原	三木	紀南	安浦	横浪	八女	久木野	指宿	
昭和48年度														22,700
昭和49年度														152,300
昭和50年度														42,500
昭和51年度														35,130
昭和52年度														70,470
昭和53年度							36,689							11,580
昭和54年度							142,860							44,120
昭和55年度	31,851						268,852							56,820
昭和56年度	28,227						109,294							39,480
昭和57年度	28,390						87,716							20,000
昭和58年度	28,823						60,195						18,972	13,950
昭和59年度	28,823				28,443		60,195						132,802	6,732
昭和60年度					152,188								113,190	66,660
昭和61年度					108,243								102,190	67,085
昭和62年度					85,243								83,604	55,695
昭和63年度					32,145								53,702	53,600
平成元年度	5,325				20,424								68,700	57,598
平成2年度					9,325								36,246	55,105
平成3年度														59,225
平成4年度														104,854
平成5年度														76,800
平成6年度	570	300	210	140	360	240	600	300	450	270	440	330	690	90,881
平成7年度	85,950	300	350	350	600	320	450	400	180	270	330	440	690	94,572
平成8年度	63,570	300	210		360	480	450	500	360	270	330	330	920	101,559
平成9年度	380	200	140	140	360	160	300	700	180	180	220	220	460	101,955
平成10年度	570	200	210	210	240	160	300	200	180	180	330	220	690	57,435

(注1) 委託費の額は千円未満を四捨五入している。

(注2) 財団法人年金保養協会への委託費の額については、同協会が運営を受託している大規模年金保養基地に係る委託費の額を含まない。

(注3) 昭和63年度以前の委託費の額は、各保養基地施設を運営する財団法人及び財団法人年金保養協会に確認して把握したものである。

別表第四

(単位：億円)

年 度	償 還 額
平成3年度	500
平成4年度	2,000
平成5年度	3,700
平成6年度	5,800
平成7年度	17,650
平成8年度	21,720
平成9年度	24,910
平成10年度	28,575